(2) (1) の書類がないときは、次のものから2点(提示又は提出)

- (A + A) または(A + B) の組み合わせで2点提示又は提出。
 (B + B) の組み合わせは不可。
 - - 健康保険証
 - 国民健康保険証
 - 船員保険証
- Α

В

- 共済組合員証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 国民年金手帳(証書)

- 厚生年金手帳(証書)
- 船員保険年金手帳(証書)
- 共済組合年金証書
- 恩給証書
- ・印鑑登録証明書(登録印鑑も必要。6カ月 以内に発行されたもの)

- 本籍地市町村発行の身分証明書 (6カ月以内に発行されたもの)
- 在学証明書(学校教育法第1条に規定する学 校発行のもの)
- 母子健康手帳(経産婦、妊娠中の方)
 - 写真付きの身体障害者手帳(写真貼替え防止 がなされていないもの)
 - ・老人保健法・(重度) 心身障害・ひとり親 (母子・父子) 家庭・乳幼児・特定疾患の各 医療費受給者証

- 被爆者健康手帳
- 自衛官診療証
- ・生活保護受給証明書(パスポート申請用、 6カ月以内に発行されたもの)
- 資格証明書(国務大臣または都道府県知事 発行のもの)
- ・写真付きの身分証明書(氏名の確認ができ るもの。学生証、社員証など)
- ・失効旅券(失効後6カ月を経過したもの)